

会員組合・関係機関 各位

岩手県中小企業団体中央会
会 長 小山田 周右
【公 印 省 略】

働き方改革関連法対策セミナー開催のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会事業推進に関し、種々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府が先の国会で最重要法案とした働き方改革関連法が 6 月に成立しました。残業時間の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、正社員と非正規の不合理な待遇格差を禁止する同一労働同一賃金等の導入を柱とし、同関連法は 2019 年 4 月 1 日から順次施行されます。中小企業等においても就業時間管理、就業規則や賃金体系の見直し等さまざまな対応が必要となります。そこで、同関連法の施行を前に会員組合・組合員事業者様を対象に標記セミナーを岩手県働き方改革推進支援センター共催のもと開催することと致しました。つきましては、時節柄ご多忙の折とは存じますが、本セミナーの趣旨をご賢察のうえ、ご出席を賜りますようご案内申し上げます。

謹言

記

1. **開催日時** 平成 30 年 10 月 10 日 (水) 13:30~16:00
2. **開催場所** (株)盛岡地域交流センター (マリオス) 18 階 181 会議室
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 2 丁目 9-1 TEL019-621-5000
3. **開催内容** テーマ:「働き方改革関連法の概要と中小企業の対策ポイント」
 - (1) 開会 13:30 (受付 13:00~)
 - (2) 講演 13:30~15:00
 - ①:「労働時間法制の見直しについて」
(時間外労働の上限規制、年次有給休暇取得義務、労働時間の客観的把握 他)
講師:盛岡労働基準監督署 署長 小田 昭信 氏
 - ②:「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」(同一労働同一賃金について)
講師:岩手県働き方改革支援センター 社会保険労務士(主な内容)
 - 働き方改革関連法とは
 - 労働時間法制の見直し
 - ・時間外労働の上限規制、適用猶予・除外業務
 - ・年次有給休暇の取得義務 (毎年 5 日時季を指定)
 - ・労働時間の客観的把握
 - ・割増賃金月 60 時間超 50%増 他
 - 同一労働同一賃金
 - ・非正規、正規の不合理な待遇差の解消
 - ・判例からみる均衡待遇 (ハマキョウレックス、長澤運輸等) 他
 - (3) 個別相談 15:10~16:00
 - (4) 閉会 16:00

4. **参加費** 無料

5. **参加申込** 裏面「申込用紙」によりお申込ください。
※申込締切:平成 30 年 9 月 28 日 (金)

(本件に関するお問い合わせ)

岩手県中小企業団体中央会

企画振興部 担当: 茨木・坂本

TEL: 019-624-1363 FAX: 019-624-1266

MAIL: m-ibaraki@ginga.or.jp

働き方改革関連法対策セミナー
申込用紙

平成 30 年 10 月 10 日 (水) 開催 Fax(019-624-1266)

組合名 (団体名)	
参加者名①	会社・役職・お名前
参加者名②	会社・役職・お名前
参加者名③	会社・役職・お名前
参加者名④	会社・役職・お名前
電話番号	
セミナー後の 個別無料相談	希望する ・ 希望しない いずれかに○をお願いします。
相談内容	1 労働時間 2 年次有給休暇 3 最低賃金 4 就業規則 5 助成金 6 定年延長 7 無期転換ルール
相談内容 その他	具体的な内容をご記入ください。

◆お申込み方法 (期限：平成 30 年 9 月 28 日 (金) まで)
上記申込欄をご記入の上、上記 FAX 番号までお申込みください。

◆お問い合わせ 岩手県中小企業団体中央会
企画振興部 茨木、坂本
電話：019-624-1363